

第3回滋賀県公立大学法人評価委員会開催結果（概要）

日 時 平成21年8月7日（金）14:00～15:30

場 所 本館3階 特別会議室

【出席委員】 成瀬委員長、郷委員、宮崎委員、森委員、八幡委員

【事務局】 川口部長、金房課長、岡地参事、他関係職員

【県立大学】 曾我理事長（学長）、馬場副理事長、大田理事、堀部事務局次長、他関係職員

【議 題】

1. 平成20年度財務諸表等について

・資料に基づき、事務局より説明

（委員）資料4 - 2の17ページ、前年度、「人件費の中に違うセクションの分、受託事業の中の費用として含まれている分を直してもらえるか。トータルの人件費をわかるようにしていただきたい。」と言ったが、これは直してもらっているということでしょうか。

（大学）修正してある。

（委員）（注4）に受託事業費の給与16,727,306円を含んでいます。ということで、ここで全てを含めて、人件費がここに記載されているということか。

（大学）はい。

（委員）財務諸表等からは離れるが、財務諸表等を作るといろんな経営分析ができる。それは他の大学との比較にもなる。そういうサイドから、これを活用した経営分析というような問題意識はどうか。

（大学）資料4 - 1の決算の概要の3ページの下に、20年度の決算から見た本学の状況を、3年間の経緯と国大のHグループ、これは総合大学で医学部を持たないというグループが本学に類似しているのを比較している。とりわけ、一番右の行政サービス実施コスト計算については、毎年1,449千円から減っており、20年度は1,199千円ということで、これが学生納付金を差し引いたコストなので、運営交付金の減少に伴って、毎年1人あたりのコストが下がっている。国立大学のHグループよりも低くなってきているという状況が見て取れる。あとのB/S, P/Lで経営分析できるが、ここでは特徴的な点はない、順調であると考えている。

(委員) 資料4 - 2の6ページ、行政サービス実施コストのところ、機会費用という金利計算であるが、これが前年度と当年度とは、利率に違いはあるのか。この利率が変わることによって、単なる金利が安くなったから減っているのか、あるいはそうではないのか。

(大学) 機会費用の関係であるが、一つはレートが昨年1.275%で、今年は1.340%と少し上がっている。機会費用の出し方であるが、資本金と資本剰余金の期首・期末の平均残高にかけており、資本金が15,887,057,000円で、資本剰余金の期首が、1,396,119円と、期末が452,874,902円になっている。機会費用の金額であるが、昨年度198,867,000円 今年209,000,000円と少し上がった。

(委員) 上がった理由は何か。

(大学) レートが少し上がったということ。

(委員) これからみると、損益外の減価償却については、年々と減価償却で累積してくるので、マイナスが増えてくる。ということは、資本剰余金がおそらく来年度で反転して赤字になるくらい。ということは、調達資金が減っているという話になる。

(大学) 今年度は施設費ということで、工事をしているのでプラスになっている。

(委員) プラスもあるけどもマイナスもあるということ。利率については、脚注表示のひとつとして、出していきたい。各国立大学とでは、最初から金利差があり、そのあたりが見えないと単純に比較して、他所よりよくなったとか悪くなったという話にならないかと。

(大学) 資料4 - 2の8ページ6(2)に利率は書いてある。

(委員) 全国全て出ているわけで、そういったことは、他の大学と比較されるときに、金利差がどれだけであるかということも、データの中で説明していただけたらと思う。

(委員) 行政コストが毎年下がってきているというのは、何を表すのか。

(大学) 運営費交付金下がっているということ。1億数千万下がっている。

(委員) 財務諸表は当然公開されるもので、日本中の公立大学が同じように公開されるのであれば、国立大学との比較ではなくて、公立大学との比較もできるのか。

(大学) 独立行政法人としての公立大学法人はやらないといけませんが、それ以外のところは分からない。

(大学) まだ独立行政法人化していない公立大学もある。

(委員)そこは公表していないのか？やり方が違う？

(大学)おそらく、教育費の大学費のごく1行くくらいで、大学の運営でいくらという決算であり、県の決算のごく一部をなすくらい。

(委員)今、中教審の中で、大学の規模、経営のことを取り上げている部会があり、そこでは国立、公立、私立すべての財務諸表のこういったデータを出しており、これは昨日公表されたので、そこでは、国立の場合、公立の場合、私学の場合とあり、私学は必ずしも公表されていないところがあるので、公立の日本中の県ごとだったと思うが、公立大学が県の財政支出に占める割合、何パーセント費用をかけているかというのが出された。ですから滋賀県のものも入っているだろうと思う。そういう比較がいいのか悪いのかは別として、日本の大学というのが少子化の時代に向けてどれだけ必要なのか。少子化の方向に向いているから大学を減らすというのではなく、大学進学率は50%を超え、ある意味では進学率が増えているので、少子化だから大学生が減ると言うことではない。社会人入学とか大学や大学院に入り直すなど、そういうところを正確に見積もって、どれだけの財政規模がほんとうにいいのか、そういう議論をしなければならない。差しあたって、私学の問題で、定員に対して充足しているかということに対しては、国立が一番、公立がその次、私学では定員が800人を下がるころでは充足していないというデータが出て来た。公立はほとんど充足している。そういうのが出て来ると、公立で比較となる。公立は県に一つか二つで特徴があっていいなと思っていた。

(大学)今日の資料の最後に、公立大学協会の矢田会長が書いておられる文章があるが、その中でさきほどおっしゃったように公立大学設置者がどれだけ負担しているか、その負担額で総務省から来ている分がどれだけあるかどうか。つまりこれは全員の負担である。国立大学と同じように、理系の生徒いくら、医学部の生徒いくら、文系の生徒いくらという形で積算が県に来る。そのお金で、県がいくら出しているのか、それがうまく公立大学の資料には出ない。県としては、交付金は県費から出しているように見えるが、本当に県の皆さん方が払っているのか、国税として払ったものを返してもらっているのか、それがはっきりしない。この資料にはそういうことが書いている。それが滋賀県公立大学の場合だと理系が多いので、県税の負担としてはそんなに大きくないと思っている。だから先ほどの10何パーセントと書かれるときに、自治体の負担率という書き方にも問題がある。

(委員)それ以外にも経費があるのか。

(大学)経費というのは、国からもらっている交付金なので、国から二十何億というのが県に来ている。学生の積算公費に相当する金額。それを県としては大学へ直接渡すのではなく、一般の中に入れた中から、大学の交付金として出している。総務省と文部科学省のやり方が違って、この中に書かれているように総務省については、公立大学に対してお金は出すけど口は出さない。単に統計をとると、法人化されている大学はきちり出るが、法人化されていないところは文部科学省が経費を調べて、学生一人あたりいくらかかったかということになる

と、その内のいくらが国税によるもので、いくらが地方税によるものなのか、その割合というものが県によって違っている。

(委員) それは問題ではなく、データが出て来ているので、これからはいろいろな問題が法人化しているところと、そうでないところとあると思うが、要は、今までと違っていろんなことが比較の対象となってきたことがあり、今年違って来たところかなと思う。

(大学) 先ほどの行政コストにしても比較はなかなか難しい。公立大学は特に看護系の大学が多い、単科大学なので、国立大学のHグループと比べざるをえない。

(委員) 経営努力を利益処分の考え方で100%見ていただいて、そのままの額が県立大学にいつているのか。

(大学) これまでだと、この評価委員会で受けたものをそのまま認めてもらっている。

(委員) それでは、第一の案件については、地方独立行政法人法第34条第3項に規定する財務諸表等に対する意見については、本委員会として「意見なし」と知事あて回答することでまとめたいと思う。

(委員) 異議なし

2. 平成20年度の利益処分について

・資料に基づき、事務局より説明

(委員) 質問であるが、目的積立金というのは、期間繰り越しは可能なのか。例えば、積立金は、中期目標期間中にとにかく使うかお返しするかということである。目的積立金は第二期まで持ち越してもいいのか。今、国立大学法人でもそれが大問題となっていて、埋蔵金だとか言われ、必ず県でも問題になろうかと思う。

(大学) 20年度末の目的積立金が、累計で約3億余円となり、それについては教育研究目的に使用すると言うことで、なかなか運営費交付金でお願いしても叶わないような施策がいくつかあり、例えば高校にあるようなセミナーハウスの建設だけでも3年間の目的積立金は使い切ってしまう。また県と相談しながら交付金ではなかなか要求しにくい分について、充当していきたいと思っている。

(委員) 今の説明によると、目的積立金は1億1千2百万円、積立金が2千百万円であり、大学が要求している額とは違うということか。

(大学) はい。我々としては大学をよくするために次期の6年後に積み立てたやつを繰り越してま

た大きくしようとは考えずに、むしろそこまで計画をきっちり立てて使う。昨年までの目的積立金から取り崩して図書費などに入れている。そういう点で、大学の研究教育をよくするために使うと、県が査定していただけなかった分を補填するという形も使っているわけで、建物なんかにもそういうことが言える。むしろ、今期中期目標を達成するために、我々としては努力しないとイケない。

(委員) すごく努力されて、最終的にアウトになったら、なんのためにという思いがあったので気になった。

(委員) 国立大学ではハードウェア、施設整備で期間繰り越しをやる必要が出て来るようである。病院がある場合、借り入れたお金の償還は当然10年、20年である。短いプロジェクト研究を5年くらいでやりたい場合でも、途中で切れたらどうするのかということもある。

(事務局) 目的積立金が繰り越しできるかということであるが、法律上の規定がなく、今後検討していく必要があると考えており、詳細については再度調査、報告する。

(委員) 特にこの処分方法について、修正すべき点がなければ基本的に認める方向でいいか。本委員会としては、当期総利益133,917,990円を、積立金21,811,865円と、目的積立金112,106,125円とに分けることとして、知事あて回答することに、異議ないか。

(委員) 異議なし

(委員) それでは、112,106,125円を、教育研究の質の向上および組織改善積立金として承認するという事で、事務局の方で事務処理願いたい。今後、使用の具体的な見通しなどは議論されているのか。

(大学) 留学生との交流、サークルの活動施設、高校にあるようなセミナーハウス、それに類する内容で考えている。あるいは15年経ち設備、機械関係も少し陳腐化してきたことから、修繕について設立団体と相談しながら有効に活用させていただく。

3. 平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価について

(委員) 1回目、2回目と業務の実績、評価に関するたたき台のようなものをご検討いただいたが、委員会として評価(案)の検討を行いたい。

・資料に基づき、事務局より説明

(委員) 前回からの修正事項は、今読み上げていただいた部分、いわゆる知的財産に関するものであり、前回、委員からのご指摘があったので事務局で検討いただいたものである。

(委員) 意見交換となるが、この後は大学には退席いただくことになるので、最後に改めて大学への質問はあるか。

大学関係者退席

(委員) 事務局から前回評価案の提示があり、1ヶ所修正案が加わったのであるが、前回も思い出した上で、議論をお願いしたい。

(委員) 修正案については、これでいいと思う。

(委員) 事務局からの説明では、それなりに特許申請されているようであるが、まずは取ろうということが当面の目標としては大事になる。

(委員) 要は、是非イノベーション機能を大学に持って欲しい、日本の閉塞感極まりない中で、何かイノベーションを発揮できる環境を目指してもらいたいというのが、大眼目であり、当初、特許の数云々というのがあったが、それは修正してもらいたい。特許の数だけで問題視するのではなく、大学自身がイノベーション機能を持っているのが使命という自覚のもとに、勉学に励んでもらいたいということが基本。

(委員) 理科系の大学で、大学の社会貢献としての研究成果をどういう形で発表していくのか、あるいは事業化・権利化していくのか。前回は、事業化すること自体は結構だが、事業化に結びつかないものまで申請して、大学の負担になるのはどうかとか、もっとオープンに研究成果を社会に知らせるといったこともあった。

(委員) 第1回目の時にもこの議論があり、法人化したあと、特許の数で勝負するような風潮が一時あり、大学も一生懸命特許を出せるものはないですか、と煽ったところがあり、申請は増えたが本当に特許になるようなものが多くない。以前いた大学ではみなさん熱心で問題はなかった。その次の大学では、法人化前は特許なんてものはみんな毛嫌いしていた。ところが法人化で変わって、理系の先生もおられるのでモチベーションが上がったと思う。特許を出すという励みになるということはある。しかし残念ながら本当の意味で大きなものにつながっていない。時間がかかるということもある。それで今は先生方にたくさん特許を出して欲しいとは言わずに、仕組みだけは残してある。いいものを選んで、目利きの方を雇ってお願いしている。この修正案の文言では、これからの特許のあり方が違ってくるというのではなく、ちょっと後ろ向きな感じがする。当然、大学なので、学術研究の蓄積はあるし、それを公開し社会貢献に使うのは当たり前だという気がして、最後の文章が少し足りない、後ろ向きになったかなと思う。

(委員) 「一方で、権利化、事業化に努めるとともに。」ということか。

(委員) 大学の方で権利化、事業化にこだわらずということでも、一般的にはもっと前向きに進めたい。

(委員) 「と同時に、」とか。

(委員) ここは修正したい。「この権利化、事業化と同時に、」や、「それだけではなく」というニュアンスが必要。

(委員) 「今後は」とあるが、今までもやってきたことなので、今後のことを強めないで「今後は」を取ってはどうか。

(事務局) 「その権利化・事業化に努めると共に、まずは学術研究の成果を蓄積し、幅広く活用してもらい社会貢献という視点を持つことも必要である。」としてよろしいか。

(委員) 「持つことも」ではなく、「持つことが」でいいのでは。

(委員) 「持つことこそ」くらい強めては。

(委員) 幅広く活用してもらおうということと、いいものはどんどん権利化、事業化してもらおうというニュアンスである。業績は幅広く活用してもらおうという方向に流れていることは事実。と
はいうものの理科系や医科系は企業との連携の中で特許開発していくことがないとインセンティブにならないのではないか。こういう現実もある。

(委員) 特許まで行かなくてもいろいろ共同研究はしている。特許、特許と言わなくても、連携すべきことはする。

(委員) 特許を考えない共同研究もある。

(委員) そのあたりを中心に据えるべき。事業化が不要という意味ではない。

(委員) 「幅広く活用してもらい社会貢献の視点を持ち、必要なもの、あるいは可能なものについては権利化、事業化にも努める。」とした方が、文章上いいかもしれない。

(事務局) この内容で、細部は後日、委員長と相談させていただくことでよろしいか。

(委員) それでは、その他については、案のとおりとする。

(委員) 評価案はこれでいいが、先ほどの目的積立金のところ、口頭ではおっしゃっていたが、どういう形にするか、学生の教育研究や施設の更新など、大きなくくりでいいので、何のために使うのか2～3行でも書いているのか。文面になっているのか、そういう方向性があった

方がいいのではないかと思う。

(事務局) 資料2 - 2、評価結果の1ページ全体評価の評価結果の最後の段落あたりに、文章は委員長と相談しますが、1～2行程度でそのニュアンスを入れるということによろしいか。

(委員) 本来、主体は大学なので、この目的積立金をこう使いたいという意向があって、それに対してそれがいいことだと、それが評価であって、評価結果で言うと委員会の望み、希望となるが、どこかにあればいいが。

(委員) 中期計画の中に、抽象的であるが書いてある。その趣旨で使ってください、というだけであって、具体的にどう使うかは経営協議会で相談されて、補正予算を組まれるのだろう。

(委員) もしどこかに書かれていたのであれば、こちらもバックアップすればいい。

(委員) 評価委員会の立場では、経営努力認定をするレベル。どこまで使うかは必ずしも問わなくてもいいという形の判断かもしれない。

(事務局) 今のお話を受けて、私どもと大学とで教育研究に有効に使うということのご意見としてあって、具体的内容について、また大学当局と私どもとで協議しながら有効に使うということで、この委員会として意見を受けて、運用をするということでもとめてはどうか。

(委員) この委員会からの結論は文書として出すのか。それを認めましょうということだけなのか。

(事務局) 委員会としては、資料2 - 2として出していただくこととなる。どうしても文書ということであれば、一番最後にその他として意見を書き加えることは可能かと思う。

(委員) それが一番ありのままの姿か。

(事務局) 評価は評価として、その他ということで、「こういう意見があった、それについてしっかり運用するように。」と書き加えることは可能である。

(事務局) 大学でも問題意識は持っておられ、現実に用途が決まっておらず、そういうことを監査でアドバイスされている状況もある。部長が申し上げたように、どこかに評価委員会として書いておくべきことであるかと思うので、冒頭ではなくその他という項目を設けて、その中で記載させていただくということによろしいか。

(委員) 目的積立金なので、法人化が始まった時には、はっきり目的というものを明らかにした上で積み立てると思っていた。一方では剰余金が発生したから、他方で目的がいいからという両方で判断されるのかと思っていたら違って、目的は中期計画に抽象的に書かれてそれで終わり。一体、建物を造るためなのか、図書を充実するためなのか、そういう目的がないもの

で、3年、4年とただ貯めて、5年目に来て埋蔵金だ、返せという話になっている。本当は、目的というものの立て方があった方がいい。逆に、剰余金はたまたま発生してくる要素もあるので、最初から何億貯めるとかの財政上の目的性を追求するのも難しい。そういう矛盾したものが制度自体の中に潜んでいる気がする。

(事務局) 全体評価の一番最後になると思いますが、その他の項目を儲けてその中に「発生している目的積立金については、その用途およびその予定をきちんと意思表示、明記、あるいはどこかに明文化することをもって目的積立金の正当性を確保することを明言されたい。」というようなことを、評価委員会の意見として付記をさせていただきたい。

(委員) 目的積立金だから、何の目的かはっきりしましょうという程度でどうでしょうか。

(委員) きちんと書くと言っても細かいことまではなく自主的でいいと思うが、書いてあるかどうかが大きく違うので。

(委員) それでは、これで審理事項は終了とする。

4. その他

(委員) 最後に、第1回目の会議で話題となったが、国立大学であれば暫定評価というものを4年間のまとめでやった。それでない、運営費交付金に評価結果をどう反映させるか、ということができなくなり、また次期中期計画のスタートがあいまいになるということから、6年を待たずして暫定評価というものをやり、それが実質評価、最終評価だとも言われてきた。そのようなものが、公立大学法人の場合どうなるかということが、一つの問題となる。事務局でも調べてもらっているようで、説明をお聞きしたい。

・追加資料に基づき、事務局より説明

(委員) 資料を見ると、未定のところ、はっきり実施しないというところ、4年目、5年目というところもあり、相当ばらつきしている。

(委員) 実施しないというのは、暫定評価を実施しないということで、最後の評価は実施するのか。

(事務局) この資料は、国立大学の暫定評価にあたるものの実施であり、6年終わった時点での評価は法律で定められているので、実施しないということはありません。

(委員) 県としては、これから検討を始めるということでもいいか。

(事務局) 前回、大学からも次期の計画を早めに作っていかないといけな、とお答えされたと思うが、暫定評価として独立したものとするのか、6年目を前倒しでやるのか、そこは大学と相

談するが、いずれにせよ早めに次期の計画を策定していくことは間違いなくやる。暫定評価か別の形でやるのかは、また相談させていただきたい。第1回目のご意見も、3年過ぎて4年目くらいに棚卸しを早めにせよ、新たな時代の趨勢を見極めて次期に反映せよとのご趣旨だと思うので、形はともあれ、早めにやることが大事なのではないかと思っている。

(委員) 県も大変であるが、大学は大変な負担をかぶりながら作業している。精神的なプレッシャーも多大なものなので、どうやって公立大学法人評価制度としてやっていくのかについては、県の責任も重大なものであることからよろしくお願いしたい。

(委員) これで閉会する。